

特別事情の添付書類について

【離婚の場合】

1 離婚の事実等を確認できる書類で次のいずれかのもの（写し可）

- (1) 離婚届受理証明書
- (2) 申請者の個人事項証明書

※「お知らせ」等は、証明になりませんのでご注意ください。

2 世帯の所得がわかる書類（写し可）

当該年度の課税額証明書（当該年の１月１日に尼崎市外に在住していた場合のみ）

【生計維持者の失業】

※失業状態が支給申請時まで継続中である場合に限る

1 失業を確認できる書類で次のいずれかのもの（写し可）

- (1) 離職票
- (2) 雇用保険受給資格者証
- (3) 源泉徴収票（退職年月日記載分）

2 世帯の所得がわかる書類（写し可）

当該年度の課税額証明書（当該年の１月１日に尼崎市外に在住していた場合のみ）

【生計維持者の死亡】

1 死亡の確認できる書類で次のいずれかのもの（写し可）

- (1) 死亡診断書
- (2) 住民票（除票）
- (3) 個人事項証明書（死亡者）

2 世帯の所得がわかる書類（写し可）

当該年度の課税額証明書（当該年の１月１日に尼崎市外に在住していた場合のみ）

【その他の特別事情】

別居・被災など上記に記載がなく、特別事情と思われる場合は教育委員会学事企画課までご連絡ください。